

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十一年四月二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年四月二日

埼玉県越谷県土整備事務所長 木 崎 秀 夫

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 松伏春日部関宿線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
埼玉県春日部市上柳一番地先 から同市上柳十四番五号地先 まで		区 間
一〇・四〇〇 一三・六〇	一〇・四〇〇 一三・六〇	敷地の幅員 (メートル)
一一二・九五		延長 (メートル)
		備 考